

# 三豊市ものづくり大賞 表彰制度（案）

～募集のご案内～

三豊市は、頑張る中小企業を応援します！ 企業活動を通じて、地域の活性化に積極的に取り組んでいる皆さん、「三豊市ものづくり大賞」にチャレンジしてみませんか。

## 1. 目的

本市の中小企業は、これまでに培われた伝統と技術を土台に、たゆまぬ探究心と、常に、より良き製品づくりへの情熱に支えられ、「ものづくり」に対する心が育まれてきました。

「三豊市ものづくり大賞」は、ものづくりにより、産業振興に功績のあった企業と個人を表彰することにより、広くものづくりの成果を披露し、その功績を称えることにより、継続的なものづくりへの気運を高め、更に本市の産業振興を図ることを目的とします。

## 2. 表彰対象者

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業のうち、三豊市内に本社又は事業所を有するもの。
- (2) 三豊市内に在住し、ものづくりに特筆的に功績のあったと認められる者

## 3. 表彰事項

次のいずれかの事項に該当するものとします。ただし、事業所にあっては、三豊市内に所在する事業所で開発されたものであること。

- ① 優れた新技術・新製品を開発し、業績を上げている企業又は個人
- ② オンリーワンの技術やトップシェアの製品を持ち、業績を上げている企業
- ③ 経営革新や新分野浸出など新しい取り組みで業績を上げている企業
- ④ ITを活用する等、業務の効率化を図り、業績を上げている企業
- ⑤ 斬新な製品デザインにより、業績を上げている企業
- ⑥ その他、ユニークな取り組みにより、産業振興や地域経済の発展に寄与している企業

## 4. 応募方法

「三豊市ものづくり大賞」に応募しようとする者は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送又は E メールで三豊市政策部政策課まで提出してください。

## 5. 応募期間

平成 21 年 10 月 1 日（木）から 10 月 23 日（金）

## 6. 選考と決定

選考委員会による選考に基づき、市長が決定します。

## 7. 表彰の時期

平成 21 年 11 月下旬（予定）

## 8. 表彰の方法

表彰状と記念品を授与します。

副賞として、受賞企業のホームページの刷新を援助し、それを 1 年間にわたり、市ホームページに掲載します。

## 9. 連絡先

三豊市役所 政策部政策課 政策グループ

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地

電話：(0875) 73-3010 ファックス：(0875) 73-3022

E メール：seisaku@city.mitoyo.kagawa.jp

